

# 第 2 9 回議会運営委員会記録

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

【開催日】 令和4年11月28日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時22分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	中村 博行	議員	山田 伸幸
-----	-------	----	-------

【事務局出席者】

主査兼議事係長	中村 潤之介	庶務調査係長	田中 洋子
庶務調査係書記	岡田 靖仁	議事係書記	若野 みちる

【付議事項】

- 1 令和4年第4回（12月）定例会に関する事項について
  - (1) 会期案について  
議案件名・・・資料1
  - (2) 常任委員会及び特別委員会の所管事務調査報告
  - (3) 議事日程案について・・・資料2
  - (4) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・資料3
- 2 市議会モニターとの意見交換会で聴取した意見について・・・資料4
- 3 （仮称）議会個人情報保護に関する条例の制定について
- 4 申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますようお願いいたします。）について

## 5 その他

### 全員協議会の開催日について

---

午前10時 開会

---

大井淳一郎委員長 おはようございます。ただいまより、第29回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしく申し上げます。まず、会議に先立ちまして、山田議員から委員外議員として出席したいとの申出がありますが、いかがしますか。

宮本政志副委員長 委員外議員の出席ということですけど、付議事項の内容とどうか、どういった御意見があるかお聞きしたい。詳細を聞くのはルール違反でしょうけど、ただ単に出席したいというだけでしたら、いかなもんかなと思うんで。

大井淳一郎委員長 私は、事前にこの項目について出席したいということは聞いておりません。恐らく全般的だと思います。暫時休憩します。

---

午前10時1分 休憩

---

---

午前10時3分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは、会議を再開します。山田議員の委員外議員の出席ですが、自身に関する陳情が出ており、そのことについて意見を言いたいということでしたので、(4) 陳情・要望書等の取扱いについてで、山田議員の委員外議員の出席を許可したいと思います。皆さんそれによろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そのときに、山田議員に出席してもらいます。それでは、付議事項1点目に入りたいと思います。令和4年第4回（12月）定例会に関する事項についてです。

中村議会事務局主査兼議事係長 それでは、(1)から(3)まで一括で御説明します。(1) 会期案についてです。12月1日木曜日から20日火曜日までの20日間の会期としたいと思います。議案件名については、資料1を御覧ください。市長提出議案として30件出ておりまして、うち報告案件が2件出ております。内訳は、総務文教常任委員会所管が13件、民生福祉常任委員会所管が8件、産業建設常任委員会所管が5件、一般会計予算決算常任委員会所管が2件、そして報告2件の計30件になります。議案のうち、議案第86号山陽小野田市児童館条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第87号山陽小野田市急患診療所条例を廃止する条例の制定については、それぞれ山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第2条第2号と第8号に該当します。ですので、委員会での採決を経ましたら、本会議最終日において、特別多数議決になります。これについての詳しい説明は、委員会採決後に議運を開いていただいて、その場で御説明しようと思いますので、今日はここまでの説明とさせていただきます。続いて、(2) 常任委員会及び特別委員会の所管事務調査報告についてです。総務文教常任委員会と、デジタル化推進特別委員会については委員会視察分になりますが、それぞれの委員長から所管事務調査報告を本会議初日に行いたいとの申入れがありましたので、12月1日に申し合わせ事項のとおり行うことになろうかと思えます。続いて、(3) 議事日程案についてです。資料2を御覧ください。初日から説明します。それと、9月定例会に提示したところからの変更点が1点ありますので、それも併せて今から説明します。12月1日木曜日午前10時から本会議を開会しまして、会期決定の後、諸般の報告、こちらは事務報告になります。ここでは、政治倫理審査会で結審した案件が一つありますので、これについての報告もここでとなると思います。それから、先ほど説明しました常任委員会と特別委員会の所管事務調査報告、そして報告2件を報告及び質疑。これは質疑までになります。そして残りの議案28件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託となります。次が、9月に説明したところから追加さ

れたものになります。本会議終了後に委員会を開催しまして総務文教常任委員会と民生福祉常任委員会の開催を予定しています。書記がそれぞれの委員長と協議した結果、議案の件数、内容の重要性を鑑みまして、もう半日分、委員会の開催日を設けたいということ、また執行部とも調整できましたので、この日に委員会を二つ入れております。ここからは9月に御説明した内容と一緒にありますが、続けて説明します。2日金曜日午前9時から委員会を開催しまして、総務文教常任委員会と一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を第1委員会室で、民生福祉常任委員会と一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を第2委員会室で、それぞれ予定しています。9時からということも、委員長と調整しておりますので、時間を早めて開催することになっております。3日土曜日と4日日曜日は休会です。5日月曜日は午前10時から委員会を開催しまして、産業建設常任委員会と一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を第1委員会室で行います。6日火曜日は委員会予備日となっています。7日水曜日から9日金曜日までと10日土曜日、11日日曜日の休会を挟みまして、12日月曜日及び13日火曜日は一般質問の予定にしておりました。この度の通告者が14人でしたので、後ほど人数の振り分けをお願いします。14日水曜日は議事整理日で休会となります。15日木曜日は午前10時から委員会を開催しまして、一般会計予算決算常任委員会全体会となります。16日金曜日は議事整理のため休会です。17日土曜日と18日日曜日は休会です。19日月曜日は議事整理のための休会です。これらを挟みまして、20日火曜日は午前10時から本会議を開会し、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、そして閉会中の調査事項についてとなります。会期と議事日程の説明を終わります。これで、(3)まで終了します。

大井淳一郎委員長　ただいま、事務局から(1)から(3)までの報告がありました。まず皆さんで確認したいことがあればどうぞ。取りあえず、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)先ほど、特別多数議決という話がありました。委員会はどうでしょうか。確認です。

中村議会事務局主査兼議事係長 委員会は、過半数議決になります。通常どおりです。

大井淳一郎委員長 委員会は通常どおり過半数ということですね。はい、分かりました。あくまでも本会議が特別多数議決ということですから。それでは、お手元にあります資料2の議事日程ですが、一般質問通告者が14人です。振り分けたいと思います。申し合わせ事項によりますと1日につき4人となっておりますので、恐らく7日、8日、9日、12日の4日間で、4人、4人、4人、2人となるかと思いますが、皆さんそれではよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、12月7日、8日、9日が4人ずつで、12月12日が2人、計14人で、13日は休会扱いですか。（「はい」と呼ぶ者あり）休会扱いとなります。よろしくお願いいたします。それでは、(4)について、ここで山田議員の出席を認めます。

（山田伸幸議員 着席）

大井淳一郎委員長 それでは、(4) 陳情・要望書等の取扱いについての説明をお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 この度、8件の陳情及び要望書が提出されております。件名をそれぞれ申し上げます。まず1ページです。「令和5年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」ということで、公益社団法人日本理科教育振興協会会長大久保様から提出されております。続いて、6ページになります。「正常な議会運営に関する陳情」ということで、樋口晋也様から出ております。続いて、7ページ、8ページになります。「要望書（入札制度の改正等を要望）」ということ、小野田商工会議所建設部会長の<sup>へき</sup>碧村様から提出されております。続いて、9ページから17ページまでになります。「地域建設産業の再生に関する要請書」ということで、山口県建設労働組合の執行委員長吉村

様と小野田支部長竹本様の連名で提出されております。続いて、18ページから20ページまでです。「住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書」ということで、同じく山口県建設労働組合の執行委員長吉村様と小野田支部長竹本様の連名で出されております。続いて、21ページから27ページまでになります。「学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い」ということで、一般社団法人日本教材備品協会会長の久保様から提出されております。次が28ページから50ページまでになります。「令和5年度税制改正に関する提言について」ということで、公益社団法人厚狭法人会会長の畑様から提出されております。最後が51ページになります。「議会活動の正常化を求める陳情」ということで、樋口晋也様から出ております。以上8件の調査委員会を決定していただきたく思います。よろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 それでは、(4)について説明していただきましたので、調査委員会を決定したいと思います。まず、「令和5年度理科教育設備整備設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」ですが、これはいかがいたしますでしょうか。

森山喜久委員 確認なんですけど、全国的に各都道府県や市町村議会に出された案件の取扱いというのは、どのようになるんですか。今回で言えば、都道府県議会の議長とか市町村議会の議長宛てで、全国一斉に、うちだけに出すんじゃないくて、全ての議会に出している要望書の取扱いは、今までどうでしたか。

中村議会事務局主査兼議事係長 一般団体から出た場合にはそういう取決めはありません。議長会から来た案件についてはここで審査するというのは、申し合わせ事項上に取決めがありますが、それ以外については、皆様で案件を判断して、調査委員会を決めていただくようになります。

大井淳一郎委員長 この手のやつはこれまであったんですね。その実績とい

うか、どこがやったかも含めてお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 これまでは、恐らく総務文教常任委員会に調査委員会を決定していたと思います。

大井淳一郎委員長 取扱いは、委員会に任せるにして、調査委員会は総務文教常任委員会に回したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、「正常な議会運営に関する陳情」です。タイトルだけ見ますと広聴特別委員会に端を発しているんですけども、よくよく見ると、コロナ感染症対策について最低限度のルール決めを行い、ガイドラインを作ってくれということなんで、広聴特別委員会だけの問題ではないのかなと思っています。ですので、当委員会に……（発言する者あり）

伊場勇委員 委員長がおっしゃったところも踏まえますと、議会運営委員会で取り扱うべきだと思います。

大井淳一郎委員長 それでは、当委員会にします。続きまして、「要望書（入札制度の改正等を要望）」についてです。

森山喜久委員 監理室の案件になるかと思うんで、通常は総務文教常任委員会になるんですかね。総務文教常任委員会でよろしいかと思っています。

大井淳一郎委員長 恐らくそうなると思います。入札ということで、森山委員が言われたように総務文教常任委員会にしたいと思います。よろしくお願いします。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、「地域建設産業の再生に関する要請書」ですが、こちらはいかがでしょうか。

森山喜久委員 産業建設常任委員会で取扱っていた案件だと思うので、産業建

設常任委員会でもよろしいかと思えます。

大井淳一郎委員長 産業建設常任委員会を調査委員会とすることでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、「住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書」です。

森山喜久委員 これも同じく産業建設常任委員会でもよろしいかと思えます。

大井淳一郎委員長 これも産業建設常任委員会で決定したいと思えますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、「学校教材（備品）の計画的な整備推進についてのお願い」です。

伊場勇委員 総務文教常任委員会だと思えます。

大井淳一郎委員長 では、総務文教常任委員会で調査をお願いしたいと思えます。それでは、「令和5年度税制改正に関する提言」ですが、毎年出ているものですね。

伊場勇委員 総務文教常任委員会で調査するべきものと思えます。

大井淳一郎委員長 では、総務文教常任委員会を調査委員会とすることとします。それでは、「議会活動の正常化を求める陳情」ということですが、まず、どうしようかな。調査委員会を決めたいんですが、山田議員が意見を言いたいということでしたので、どうしますか。先にそっちを聞きますか。それとも、調査委員会を決定しますか。調査委員会は、うちになるでしょうね。

伊場勇委員 内容を見ると、庁舎内のことですが、市の保有の土地での事案ですので、教育委員会等と書いているところから見ると総務文教常任委員会なのかなと判断しています。

大井淳一郎委員長 総務ですか。

伊場勇委員 いや、ごめんなさい、すみません。言い直します。議会運営委員会だと思います。すみません、勘違いしていました。

大井淳一郎委員長 承知しました。議会運営委員会ということですね。まず、調査委員会のうちと決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。「はい」と呼ぶ者あり)では、どうぞ。

山田伸幸議員 この内容は、政治団体の代表者から、政党の政治活動についての内容を含んでいます。これを議会が扱うということは、政党の政治活動に対して、議会が口出しをすることになろうかと思えます。そういったことを扱うのは、議会になじまないと考えておりますので、そのように取り計らっていただきたいと思えます。

大井淳一郎委員長 山田議員からそのような御発言がありました。山田議員、新聞の購買活動は、政治活動と言っていいんですか。（聴取不能。うなづく者あり）山田議員から、そもそも議会が取り扱うべきではないとありました。

宮本政志副委員長 委員外議員の御意見を聞くだけにとどめて、それも踏まえて次の議運での議論に入っていくと思えますので、別段、今の委員外議員の意見に対する議論は不要と思えます。これはまた、これを扱ったときの議運で議論しましょう。

山田伸幸議員 ですから、政治活動に対して議会が口出しできるんですか。そこを言っているんですよ。それを議会運営に関わる問題として、議会運営委員会で、政党のそういう政治活動に対して、意見することができるんですか。それは、なじまないやり方だと思います。

伊場勇委員 これは様式が調っているので、議長が受けて、公文書になっているということ、それと、内容についても、山田議員は、政党の政治活動とおっしゃいますが、政治的に中立的な立場を持つべき市役所の庁舎内における事案ですので、それについてはいろんな法に抵触するおそれがあるのではないかと考えているところが私にはありますので、山田議員の意見は意見として、陳情を取り扱うべきだと思っています。

宮本政志副委員長 その前にちょっと気になるのが、日付の部分と名前の部分に少し訂正があるけども、この辺りの説明を事務局にお聞きしておいていいですか。後から問題なったらいけませんので。

中村議会事務局主査兼議事係長 受理したときにいませんでしたので、どういう意図かは分かりませんが、これが正常なものかということ、自筆されているところから判断すれば、よろしいのではないかなということだと思います。日付は分かりません。印字したのが間違っていたから、本人が訂正されたのかなと思います。ちょっと待ってください。

岡田議会事務局庶務調査係書記 私が受け付けましたので、お答えします。こちらの日付につきましては、誤っていたということ、そして、受付の要件として署名又は押印が必要なのですが、当日、印鑑をお持ちでなかったため、署名していただきました。その際に、御本人が間違いなく署名したことは、担当として確認しております。

大井淳一郎委員長 形式的要件は満たしているということです。それで、この取扱いについてですが、山田議員の御意見は御意見でありますけれども、この陳情書がなじむかどうかは、今後の調査委員会、私たちの委員会の中で、それも含めて判断すればよろしいかと思っておりますので、そのように決定したいと思っております。それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上とします。それでは山田議員、よろしいですか。以

上となりますが、この件は終わりなので、御退席を。

山田伸幸議員　そもそも、この陳情が取り扱うべき内容ではないと判断しておりますので、これは議会運営委員会で取り扱うのは間違っていると思っています。

宮本政志副委員長　委員外議員の山田議員の意見はお聞きした上で、委員長が諮って、異議なしと皆さんが同意されました、3会派ともです。ですので、このまま進めていただけたらいいと思います。

大井淳一郎委員長　山田議員の意見は、恐らくこの陳情の取扱いの中で、当委員会で、一方だけ聞くっちゅうわけにはいきませんので、山田議員も出席していただいて聞くようになると思いますし、なるかもしれませんので、失礼しました。今のは、場合によってはということで留保させていただきます。失礼しました。それでは、山田議員、委員外議員としては以上ということで、お疲れ様でした。

(山田伸幸議員　退席)

大井淳一郎委員長　それでは続きまして、市議会モニターとの意見交換会で聴取した意見についての説明をお願いしたいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長　資料4になります。まず、おなじみの様式です。モニターから出た意見と担当委員会が記載されているものが、両面になります。それとさらに、詳細が分かるものということで、市議会・モニター意見交換会報告書を付けています。このうち、担当委員会のところに議会運営委員会と記載のあるところを、この議会運営委員会で調査、協議していかないといけない案件になりますので、本日提示するものです。

大井淳一郎委員長 皆さんのお手元にあります令和4年9月29日、30日開催の意見交換会で聴取した意見と、令和4年8月30日付け市議会モニター樋口晋也様から出ている意見についてという紙がありますので、そちらに従って進めてまいりたいと思います。これは、回答できるものはしますが、できないものもちょっとあるような気がするので、まず一つ一つ確認していきましょう。傍聴席へのお茶の持込みです。以前これは、傍聴者は自由に退席できる観点から、持込みはしないという扱いをしていますので、一応それを現時点での回答とさせていただきたいと思っています。続きまして一般質問の資料を地域交流センターで配布することですが、現状、分かりますかね。地域交流センターでの一般質問の資料の配布ですね。だから、通告内容とかあの辺じゃなくて、多分、一般質問をする議員が出す資料だよ。だから、そういうのは地域交流センターに配っていないんじゃないかということを出ているのかなと思うんですが、現状は分かりますか。

若野議会事務局議事係書記 議会事務局から各交流センターに資料等は配布しておりません。

大井淳一郎委員長 どうするかってことですね。まず現状からすると、インターネット上では、そのままPDFファイルがアップされております。地域交流センターで映像を見られるようになってるのかな。ちょっとそこが分かんない。昔はなっていた。今はどうだろう。今もやっているってことですかね。今もやっている。そこに来たときに、議員が「この資料を御覧ください」って言ったときに、ないわいって話ですよ。どうしましょうか。

宮本政志副委員長 これは議会運営委員会かな。広聴特別委員会に依頼したいのが、例えばそういった一般質問の資料を交流センターで頂けないかっていうような声がどれぐらいあるか。ちょっと実態把握しないと、うちがここで決めて、配った。ところが、それをもらえる市民の方がほと

んどいなかった。紙が、例えばごみになる廃棄処分になるということで、マイナスになるといけませんから、実際どれぐらいの方から要望、需要があるのか。実態を把握するのは、恐らく広聴特別委員会と思うんですが、その辺り、委員長いかがですかね。

大井淳一郎委員長　そうですね、どなたが発言されたかを、広聴特別委員会の人間が覚えていないかもしれませんが、一応、実態がどうかってことですよね。たしかに、モニターの貴重な意見ではありますけれども、この市議会モニターお1人の意見でとどまっている可能性もありますので、その実態を広聴特別委員会で聞いてもらって、多いようであれば、対応——例えば紙ベースじゃなくてもPDFをメールで地域交流センターに送っておけば、送っておけばというか、例えば資料をくれと言ったら、各地域交流センターのパソコンからPDFファイルを印刷できるので、そういう取扱いもできると思うんだよね。だから、まずは実態を把握して、それでできる部分はやっていくとして、広聴特別委員会に実態を調べてもらおうと決定したいと思います。現時点では、この回答は保留になると思います。続きまして、市長発言を増やす努力が必要ということですが、これは前から言われているように、結局、議員側の度量の問題だと思います。ですので、市長の発言を増やす努力が必要じゃないかと議会側に言われても、そのように努力しますというか、そういう形になるうかと思えます。<sup>しった</sup>叱咤激励と捉えます。続きまして、市議会アドバイザーからの提言に関する検証ですが、ちょっと意味がよく捉えられなかったんですよ。アドバイザーからの提言というのが分からないんです。先ほどの件もありますので、これも結局、何を意味しているのかをまず広聴特別委員会に調べてもらって、私たちが対応できるものはしていきたいと思っております。（発言する者あり）ありますか。ごめんなさい。

中村議会事務局主査兼議事係長　添付している報告書の30日午後2時から開催分の一番下辺り、このことをおっしゃっていると思います。（笑声）さらに細かいところとなれば、当然、必要かなと思います。

大井淳一郎委員長 抜き書きはちゃんとされておりますんで。そうですね、そもそもアドバイザーからの提言というのが、特にないよね。昔はあったかもしれないけど。これについて何を意味するかが分からないので、回答できないということになります。それから部や課、課を超えた施策の推進を、議会として提言ということですが、議会として政策立案能力を上げて政策提言等をしてくれということですが、実際、先ほどの市長発言を増やす努力が必要というのと同じで、議会に対してもうちょっと政策を提言したらどうかということですので、貴重な意見として、お受けしたいと思います。続きまして、最後の、樋口晋也さんから出されている件ですが、これにつきましては、以前、議会運営委員会の中で確認したところですが、まず、意味するところは、多分非公開というところではなくて、この政治倫理審査会は、中継しないという取扱いをしました。これは、便覧にありますとおり、放映に関する規程を確認したところ、委員会や政治倫理審査会は入っていないという形式的な根拠がありました。それから、実質的な根拠としましては、政治倫理審査会の中では、特に個人情報とか企業情報とかが出るところがあるので、中継にはなじまないんじゃないかといった理由もあります。それでは、なぜ今まで中継していたのかということですが、これは私の反省になるんですけども、平成25年ぐらいに政治倫理審査会が行われたときに、中継するかどうかについての議論をしないまま、委員会に準ずるとして中継してしまったことがあります。当時の委員長は私でしたので、その辺は反省しなくちゃいけないということですが、それをしないまま1回目、2回目と政治倫理審査会を中継してきた経緯があります。ですので、今回3回目が出たときに、改めて規程を確認したところ、中継しないと決定したという経緯がありますので、市議会モニターには、その点を御理解いただければと思います。今、放映に関する規程の話が出ましたが、留保している件がありまして、それは放映の保存期間の問題があります。保存期間についての議論は、また、今後の議会運営委員会の中でしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、付議事項2点目、市議

会モニターとの意見交換会で聴取した意見については、以上とします。

宮本政志副委員長 この場かな、市議会モニターとの意見交換会のときに、市議会モニターの職務を前提とした意見交換であるべきが、少しそこから逸脱するというか、全く関係ないところの意見交換があったような気もしているんです。それに対して、対応された広聴特別委員会の委員が返答されるところが少しうかがえたんですが、その辺りは、市議会モニターとの意見交換に関しては、あくまで職務上での意見交換ということで、議会運営委員会から広聴特別委員会に要望を出すのは、やっぱりおかしかな。いや、これね、何でもありとなると、市議会モニターとの意見交換で職務外のいろんなことが出ると、議会運営に関するという職務があるので、例えば空き家の賃貸でどうこうとかが出て、いいのかなと思うところも少しあったんです。その辺りを議会運営委員会でそういう意見が出ましたよと、大井委員長から矢田広聴特別委員長に報告してもらおうというのは、少し違和感ありますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 いろんな認識が議員の中であろうと思います。会の正式決定というのにはちょっとなじまないような気がするので、所属会派の中から広聴特別委員会の委員がそれぞれいらっしゃるでしょうから、しっかり伝えていただいて、広聴特別委員会で議論していただくということしか（笑声）ないかなあと、事務局としては考えます。

宮本政志副委員長 分かりました。

大井淳一郎委員長 分かりました。それでは、続きまして、休憩しようか。それでは、ここで休憩します。50分から再開します。

---

午前10時38分 休憩

---

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。付議事項の3点目、（仮称）議会個人情報の保護に関する条例の制定についての説明を求めます。

中村議会事務局主査兼議事係長 これまで、個人情報の取扱いは、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者それぞれの機関を対象とする法律や条例等により団体ごとに規定されていたものがありました。説明をいろいろ考えたんですけど、この定例会から議論していただきたいので、要約して説明しますと、これまで、地方公共団体の議会に関する個人情報の保護については、3パターンありました。一つが、当該地方公共団体の個人情報保護条例について実施機関として規定している。そして、議会独自の個人情報の保護条例規定等により規定。そして、議会に関する個人情報については法規がない。現行の行個法、つまり行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が、行政機関を対象として国会や裁判所を対象としていなかったのもので、新制度では対象としないとするのが適当であるという見解が出ました。ほとんどの団体で、議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされています。本市も、行政機関の中に入っていますので、今度は引き続き条例等により共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望ましいということから、今後議会でも制定していかないといけないものになるかと思えます。その頭出しで本日説明しました。議長会からの案も来ていますので、今後それに基づいた案を皆さんに提示しつつ、本市議会の案を、今は仮称となっていますけど、こういうものを設定していかないといけないという御説明です。

大井淳一郎委員長 今、事務局から説明がありましたが、今後案も出されるということですので、それに基づいて議論していきたいと思えます。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項4点目、申し入れ書ですが、山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議または委員会等、市

議会が求める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたしますということです。これについては、撮影許可に当たって、何らかの手续が必要ではないかという意見が委員からありましたので、先進地の事例に倣って、お手元にあります資料のとおり、これを一つの案として、次の議会から進めていきたいなと思うんですが、皆様事前にお目を通していただいておりますので、確認の上、運用していきたいと思えます。皆さんに意見を求めたいと思えます。

伊場勇委員 網掛けしている部分に、何か意味があるんですか。

大井淳一郎委員長 網掛けの意味をちょっと教えてください。

中村議会事務局主査兼議事係長主査 申請書の枠の中にある網掛け部分が1ページ目と3ページ目にあります。申請書は、それぞれ本会議と委員会用なんですけど、ここまで要るのかどうかについて、事務局として懸念がありましたので入れています。基本的には、以前から説明しております板橋区議会の申請書を基に作っています。それと2ページ目と4ページ目の網掛けについては、個人の方の撮影の場合の腕章を事務局では持ち合わせていないので、必要となれば準備していかないといけないものになろうかと思えます。それと、この中にはないんですけど、これまでの議会運営委員会においては、録音については会派に持ち帰るとなっていた気がしますので、そこの議論も今日していかないといけないかなと思っています。

大井淳一郎委員長 本会議と委員会の撮影許可なんですが、まず網掛けの部分を議論したいと思えます。発行（放送）予定日まで書く必要があるのかということなんですが、これについてはどうですか。なかなか一般の方が発行するとは限らないね。報道も新聞も、いつ載せるかも分からないし、載せない可能性もありますからね。

宮本政志副委員長 これは事務局、あれですかね、この議会運営委員会で決めればいいんでしょうけど、発行（放送）予定日を書かなかった場合に、この申請書を受理できなくなるという解釈になると、必ず書きなさいとなるけども、分かっていたら記入してくださいという任意の位置づけでも受理できるものですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 それはここには枠として発行予定日を書くように記載欄があるものの、相手方が書くかは任意であるという意味でしょうか。（発言する者あり）予定日なので、予定で書かれて、向こうの都合があるでしょうから、それで放送しないということも当然あり得ると思いますので、書くことができれば書かれると思います。それが有効かどうかというと、予定なので、それ以上は、多分、申請者も書かれないんじゃないかなと思います。

笹木慶之委員 私はこれを見たときに、この発行（放送）予定日とあるのを、発行（放送）の有無で聞いたほうがいいんじゃないかと思う。それで、無い場合を、まず括弧の中で、ないなら「無し」で、あるとするならば「予定日」という、いわゆる右の大きな欄を二つに分けて、どちらかで整理すればいいんじゃないかなと思いました。

大井淳一郎委員長 今、笹木委員の御提案ですが……（発言する者あり）それと腕章と録音についてです。ちょっと暫時休憩したいと思います。

---

午前 10 時 57 分 休憩

---

---

午前 11 時 14 分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。申し入れ書についてですが、本会議及び委員会の撮影許可申請書についての議論がありました。まず、発行（放送）予定日の取扱いについて、一つ一つ確認していき

いと思います。これについての意見ですが、どうするかということです。

笹木慶之委員 私たちの会派とすれば、全体的には、本会議も委員会も、撮影許可の方向性はいいと思うんですが、使用目的の次に発行予定日という形が取られており、やはりこれは、使用目的と手法ということで、開催日の行の項目を発行の有無に変えて、そして予定がある場合には、予定日を入れてもらう。無い場合には無しと表現してもらうほうが、今後のいろんな取扱いについて、いいんじゃないかなとなっております。それからもう1点、腕章はきちっと着けていただいて、確認できるほうがいいんじゃないかなということです。

伊場勇委員 当会派としては、発行予定日については予定ですし、その予定に沿わなかったらどうなんだということは特に取決めもないですので、発行（放送）予定日は、もうそのまま消してしまっただけで、使用目的にしっかり記入していただいて、遵守事項を守っていただくというところで、開かれた議会としての取組になるかなと思います。

大井淳一郎委員長 笹木委員、創政会からそのような意見がありますが、今言われていることだけ、これをどうするかってことなんですよ。

笹木慶之委員 これは、いわゆる性善説で物事を考えてということなんですよ。そうすれば、撮影される側も、きちっと内容をつまびらかにされて、そしてそれに沿った行動を取るということを表現されてもいいんじゃないかという思いで申し上げたわけです。しかし、とは申せ、いきなり最初からそれをやるというのも少し行き過ぎているかなという気がせんでもないわけで、実行してみた中で、必要性があれば検討するというのもいいと思いますよ。ただ、そのときには、起こった行為は、きちっと整理して、改めて変えるということでないで、ただ何でもありでやったんじゃない、本来の議会の公開というものの原則に外れると思いますから、その点だけひとつお願いしておきたいと思います。あとは全体的な意見

としては、まとまればそれで結構だと思います。

大井淳一郎委員長 ありがとうございます。それでは、発行（放送）予定日は、削除という、のけていきたいと思います。続いて、腕章は着用させるということですが、これについて創政会はどうですか。

伊場勇委員 当会派も腕章は必要だと思います。腕章の使用については、今報道がされている腕章等々、お金が掛かるところなので、事務局に仕様はお任せしていいのかなと思っております。

大井淳一郎委員長 これについてはよろしいですね。腕章を着けるということをお願いしたいと思います。それでは、先ほど事務局から懸案事項として出されました……（発言する者あり）そうですか、お願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 現在の様式では、本会議と委員会のみの規定になっておりますが、となると、全員協議会も公開している会議になりますので、その許可申請書が必要になろうかと思えます。議論していただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 今出ているのは本会議と委員会の二つだけなんですけど、協議の場として全員協議会もあります。これも撮影を許可することもあり得るので、それについて、別立ての申請書を作る方向でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように決定したいと思います。それから、最後、撮影に当たってなんですけど、録音の話があったと思います。この録音についてどのように取り扱うかということです。

伊場勇委員 開かれた議会を進めていく中で、性善説で、いろんな意味合いで録音される方がいらっしゃると思うんですけども、公正で公平かつ客観的に行うことというところも、守るべき事項について、しっかり書かれておりますので、録音を許可していいのではないかと考えています。

ただ、本会議の開催中、全員協議会の開催中、委員会の開催中のみの録音の許可と記載すべきかなと思っております。

大井淳一郎委員長 録音は認めるけれども、守るべき事項のところに、あくまでも開催中ということを書くということで、至誠一心会もそれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのような形で12月議会から運用していきたいと思います。以上とします。それでは、付議事項5点目、その他について。

中村議会事務局主査兼議事係長 全員協議会の開催日です。この日は報告事項が本会議前に多々あるということから、1日木曜日午前9時15分から議運決定事項の報告を委員長から行っていただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 全員協議会は午前9時15分ということで、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）その旨の周知をお願いしたいと思います。それから、これからのことなんですけれども、3月議会に向けて代表質問をどうするかということを議論しておかなければいけないと思います。12月定例会中に議会運営委員会を開きますので、代表質問の方向性を決めたいと思います。そのほか皆さん、委員から何かありますか。よろしいですか。今のところ、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。副議長よろしいですか。よろしいですね。（「ええです」と呼ぶ者あり）事務局はよろしいですか。何かありますか。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上で、第29回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午前11時22分 散会

---

令和4年（2022年）11月28日

議会運営委員長 大井 淳一郎